

令和6年度

後期監査報告書

令和7年3月18日

豊田市監査委員



豊監発第 9 7 4 号

令和 7 年 3 月 1 8 日

豊田市議会議長 羽根田 利 明 様

豊 田 市 長 太 田 稔 彦 様

豊田市教育委員会 教育長 山 本 浩 司 様

豊田市農業委員会 会 長 杉 浦 俊 雄 様

豊田市監査委員

松 永 浩 行

向 山 和 秀

太 田 博 康

板 垣 清 志

## 令和 6 年度後期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、  
同条第 9 項の規定によりその結果を提出します。

## 目 次

|      |               |    |
|------|---------------|----|
| 第 1  | 部局監査          | 1  |
| 第 2  | 工事監査          | 9  |
| 第 3  | 学校・こども園監査     | 11 |
| 第 4  | 財政援助団体監査      | 12 |
| 第 5  | 出資団体監査        | 14 |
| 第 6  | 指定管理者監査       | 22 |
| 第 7  | 総括意見          | 24 |
| 別記 1 | 部局監査資料目録      | 26 |
| 別記 2 | 工事監査資料目録      | 26 |
| 別記 3 | 学校・こども園監査資料目録 | 26 |
| 別記 4 | 財政援助団体監査資料目録  | 27 |
| 別記 5 | 出資団体監査資料目録    | 27 |
| 別記 6 | 指定管理者監査資料目録   | 28 |

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

## 第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

| 部 局      |                                                              | 監査対象期間                 |
|----------|--------------------------------------------------------------|------------------------|
| 福祉部      | 地域包括ケア企画課 総務監査課<br>よりそい支援課 生活福祉課 障がい福祉課<br>高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課 | 令和6年4月1日<br>～<br>9月30日 |
| 産業部      | 産業労働課 次世代産業課 商業観光課<br>農政企画課 農業振興課 農地整備課<br>森林課               |                        |
| 会計課      |                                                              |                        |
| 上下水道局    | 総務課 経営管理課 企画課 料金課<br>水道整備課 水道維持課 上水運用センター<br>下水道施設課 下水道建設課   |                        |
| 教育部      | 教育政策課 図書館管理課 学校教育課<br>学校づくり推進課 保健給食課                         |                        |
| 議会局      | 総務課 議事調査課                                                    |                        |
| 農業委員会事務局 |                                                              |                        |

### 2 監査の実施期間

令和 6 年 9 月 30 日から令和 7 年 3 月 3 日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「委託業務」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

#### （1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務

- ③ 委託業務
- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

## (2) 経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

## 4 監査委員の除斥

太田博康監査委員及び板垣清志監査委員は、議員として令和6年度の政務活動費の交付を受けているため、議会局の政務活動費に係る監査については地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

## 5 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

| No. | 監査項目         | 監 査 結 果                                                                        | 所管課    | 事業名等             |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|
| 1   | 【重点】<br>委託業務 | 【指摘】<br>豊田市職務権限規程別表第1において、1,000万円超3,000万円以下の設計の決定者は副部長と定められているが、課長が決定していた。     | 森林課    | 市有林素材生産業務委託      |
| 2   |              | 【指摘】<br>豊田市契約規則第55条において、監督又は検査は、監督員又は検査員が行うこととされ、両名を任命する必要があるが、いずれも任命されていなかった。 | 障がい福祉課 | 豊田市障がい者教養教室等業務委託 |

| No. | 監査項目         | 監 査 結 果                                                                                                                        | 所管課               | 事業名等                               |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 3   | 【重点】<br>委託業務 | 【指摘】<br>豊田市契約規則第55条において、監督又は検査は、監督員又は検査員が行うこととされ、両名を任命する必要がある。当該委託は複数年契約であり、当初の監督員は令和6年度から人事異動したため、後任の監督員を任命すべきところ、任命されていなかった。 | 地域包括<br>ケア企画<br>課 | 救急医療・育<br>児相談コール<br>センター運営<br>業務委託 |
| 4   |              | 【指摘】<br>豊田市職務権限規程別表第1において、1,000万円超の監督員及び検査員の任命決定者は副部長と定められているが、課長が決定していた。                                                      | 障がい福<br>祉課        | 豊田市障がい<br>者相談支援等<br>業務委託           |
| 5   |              |                                                                                                                                | 介護保険<br>課         | 豊田市要介護<br>認定調査業務<br>委託             |
| 6   |              | 【指摘】<br>豊田市上下水道局職務権限規程別表第1において、500万円超1,000万円以下の監督員の任命決定者は課長と定められているが、副課長が決定していた。                                               | 上水運用<br>センター      | 木瀬浄水場ほ<br>か浄水場機器<br>点検等業務委<br>託    |
| 7   |              | 【指摘】<br>見積書の提出年月日が、提出期限及び見積徴取執行調書における見積徴取年月日より遅く、整合が取れていなかった。                                                                  | 商業観光<br>課         | 令和6年度豊<br>田市中心市街<br>地商業現況調<br>査委託  |
| 8   |              | 【指摘】<br>委託契約事務の手引において、見積書記載内容に、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。税抜きで記載すべき見積書金額が税込み金額になっていたが、必要な手続が取られていなかった。                    | 産業労働<br>課         | 経営研究会業<br>務委託                      |
| 9   |              | 【指摘】<br>当初の契約書に遺漏があったため後日締結した覚書において、締結年月日が記載されていなかった。                                                                          | 介護保険<br>課         | 介護保険認定<br>調査委託                     |

| No. | 監査項目         | 監 査 結 果                                                                                             | 所管課     | 事業名等                  |
|-----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------|
| 10  | 【重点】<br>委託業務 | 【指摘】<br>豊田市契約規則第37条の3において、業務委託の業務に着手したときは、直ちに委託業務届出書を市長に提出しなければならないとされているが、提出されていなかった。              | 障がい福祉課  | 障がい者施設空調設備保守点検業務委託    |
| 11  |              | 【指摘】<br>委託契約事務の手引において、工程表は委託業務届出書の一部であり、必ず提出させることとされているが、工程表が添付されていない委託業務届出書が受理されていた。               | 高齢福祉課   | 豊田市高齢者等配食サービス事業委託     |
| 12  |              |                                                                                                     | 商業観光課   | 事前信用調査委託              |
| 13  |              |                                                                                                     | 農政企画課   | 農業振興地域整備計画変更業務委託      |
| 14  |              | 【指摘】<br>委託業務仕様書において、委託業務届出書に現場組織表及び安全管理表を添付することとされているが、受理した委託業務届出書には添付されていなかった。                     | 森林課     | 市有林素材生産業務委託           |
| 15  |              | 【指摘】<br>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定め、対象業務の着手前に、書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。 | 料金課     | 上下水道料金収納代行業務ほか1件      |
| 16  |              | 【指摘】<br>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、個人情報の受渡しがあるにもかかわらず、個人情報等の受渡し及び返却等に係る条項が記載されていなかった。          | よりそい支援課 | 豊田市地域福祉支援システム運用支援業務委託 |

| No. | 監査項目         | 監 査 結 果                                                                                                               | 所管課      | 事業名等                       |
|-----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------|
| 17  | 【重点】<br>委託業務 | 【指摘】<br>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、契約書に遺漏があった内容について読替規定を追加する覚書を締結したが、個人情報の受渡しがあるにもかかわらず、個人情報の受渡しに係る条項を誤って削除していた。 | 介護保険課    | 介護保険認定調査委託                 |
| 18  |              | 【指摘】<br>個人情報・重要情報預かり証において、提供した個人情報等が返却されていたにもかかわらず、返却年月日欄の記入及び監督者確認の押印がされていなかった。                                      |          |                            |
| 19  |              | 【指摘】<br>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、再委託をしているにもかかわらず、再委託に係る条項が記載されていなかった。                                          | 学校教育課    | 在校時間管理システム保守管理委託           |
| 20  |              | 【指摘】<br>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第11条第2項において、再委託する必要がある場合は、再委託先で取り扱う情報等を再委託に関する報告書により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。 | 次世代産業課   | 空飛ぶクルマ普及啓発・コンテンツ制作業務委託     |
| 21  |              |                                                                                                                       | 商業観光課    | 観光客等誘引宿泊促進事業運営業務委託         |
| 22  |              | 【指摘】<br>豊田市情報セキュリティに関する特記第7条第2項において、再委託する必要がある場合は、再委託先で取り扱う情報等を再委託に関する報告書により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。            | 上水運用センター | イオンクロマトグラフシステム保守点検業務委託ほか3件 |

| No. | 監査項目         | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                | 所管課      | 事業名等                           |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 23  | 【重点】<br>委託業務 | 【指摘】<br>豊田市情報セキュリティ基本要綱第50条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、市が所管する機密性重要度2以上のデータを加工し、又は処理する業務を外部に委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。                                | 学校教育課    | 教職員ストレスチェック業務委託<br>ほか2件        |
| 24  |              | 【指摘】<br>豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。 | 総務監査課    | 令和6年度社会福祉関係職員研修事業委託            |
| 25  |              |                                                                                                                                                                                        | 農地整備課    | 上郷柳川瀬排水機場運転等管理委託<br>ほか7件       |
| 26  |              |                                                                                                                                                                                        | 森林課      | 豊田森林組合稲武支所跡地草刈業務委託             |
| 27  |              | 【指摘】<br>豊田市契約規則第41条第5項において、受託者は、業務の一部を委任しようとするときは、委託業務再委託承認申請書を提出し、承認を受けなければならないとされているが、当該申請書が提出されていなかった。                                                                              | 上水運用センター | イオンクロマトグラフシステム保守点検業務委託<br>ほか3件 |
| 28  |              | 【指摘】<br>委託業務仕様書において、受託者は自動車保険に加入し、保険証書の写しを提出することとされているが、提出されていなかった。                                                                                                                    | 学校教育課    | 旭地区スクールバス運行管理業務委託              |

| No. | 監査項目 | 監 査 結 果                                                                                                                                   | 所管課    | 事業名等                  |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------|
| 29  | 収入事務 | <b>【指摘】</b><br>豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、歳入を徴収しようとするときは調定手続をしなければならないとされているが、調定手続が行われていなかった。                                                 | 保健給食課  | 小学校児童学校災害共済保護者負担金ほか2件 |
| 30  |      | <b>【指摘】</b><br>豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、調定決定書における調定額は納入すべき金額とされているが、受領金額となっていた。                                                             | 生活福祉課  | 生活保護返還金               |
| 31  |      | <b>【指摘】</b><br>豊田市予算決算会計規則第43条第1項及び第2項において、収入未済額があるときは、その金額を翌年度の歳入に繰り越さなければならず、当該年度の収入未済額については6月1日に繰り越すとされているが、令和5年度収入未済額の繰越処理が行われていなかった。 | 商業観光課  | 信用保証料補助金返還金           |
| 32  |      | <b>【指摘】</b><br>豊田市予算決算会計規則第48条第1項において、領収書には領収印を押印して納入義務者に交付するとされているが、押印されていなかった。                                                          | 森林課    | 領収書                   |
| 33  |      | <b>【指摘】</b><br>原符（領収書の控え）に金額が記載されていないものがあった。                                                                                              | 農地整備課  | 原符                    |
| 34  |      | <b>【指摘】</b><br>原符（領収書の控え）の取扱いにおいて、書き損じた場合は領収書を切り離さず保管すべきところ、保管されていないものがあった。                                                               | 次世代産業課 |                       |

| No. | 監査項目     | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                | 所管課    | 事業名等          |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 35  | 収入事務     | <b>【指摘】</b><br>下水道事業受益者負担金において、負担金の額、徴収猶予、減免の通知は、それぞれ豊田市下水道事業受益者負担金規程第5条による様式第2号、第10条による様式第5号、第12条による様式第10号で行うこととされている。しかし、負担金額の決定と徴収猶予又は減免の決定を同時に通知する事務手順の実施により、同規程には定めのない様式が使用されていた。 | 下水道建設課 | 下水道事業受益者負担金   |
| 36  | 補助金等交付事務 | <b>【指摘】</b><br>豊田市職務権限規程別表第2において、500万円超3,000万円以下の交付金に係る予算執行伺には財政課長の合議が必要であるが、合議がされていなかった。                                                                                              | 商業観光課  | 商業活性化推進交付金    |
| 37  | 物品の管理    | <b>【指摘】</b><br>豊田市情報セキュリティに関する覚書第3条第1項において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。                                                                                         | 産業労働課  | 豊田市女性しごとテラスPC |
| 38  |          | <b>【指摘】</b><br>切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に署名すべきところ、署名されていないものがあった。                                                                                                            | 福祉医療課  | 切手等受払い管理簿     |
| 39  |          |                                                                                                                                                                                        | 学校教育課  |               |
| 40  | その他      | <b>【意見】</b><br>金庫内現金管理簿上で入出金を記録しているが、任意の時点における現金残高を把握することが困難であった。<br>入出金の動きだけでなく、現金残高を管理簿上で確認できるよう現金管理簿の運用方法を検討されたい。                                                                   | 生活福祉課  | 金庫内現金管理簿      |

## 第2 工事監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、工事請負契約及び工事関係委託契約の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

#### (1) 対象となる契約

全部局に係る工事請負契約及び工事関係委託契約のうち、令和6年度に締結されたもの及び令和5年度以前に締結され、引き続き令和6年度に契約期間があるもの

#### (2) 実施対象

対象となる契約のうち、工事種別、担当部課、事業内容、その他要因を考慮して抽出し、以下の契約について実施した。

#### ア 工事請負契約

| No. | 工 事 名                              | 当初契約金額<br>(円) | 所管部局      |             |
|-----|------------------------------------|---------------|-----------|-------------|
| 1   | 野入立野線 林道開設工事（週休2日）                 | 39,380,000    | 産業部       | 森林課         |
| 2   | 豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ<br>Dブロック改築工事     | 748,000,000   | 都市整備<br>部 | 都市整備課       |
| 3   | 豊田市美術館高橋節郎館増築ほか建築<br>工事            | 307,450,000   |           | 建築整備課       |
| 4   | 豊田市美術館高橋節郎館増築ほか電気<br>工事            | 48,400,000    |           |             |
| 5   | 豊田市美術館高橋節郎館増築ほか空調・<br>管工事          | 59,950,000    |           |             |
| 6   | 市道豊田西部2号線 道路新設工事（そ<br>の1）（ICT活用工事） | 80,861,000    | 建設部       | 幹線道路推<br>進課 |
| 7   | （公共）管路築造工事（堤地区）（週休2<br>日制工事）       | 1,705,000,000 | 上下水道<br>局 | 下水道建設<br>課  |

## イ 工事関係委託契約

| No. | 委 託 名                        | 当初契約金額<br>(円) | 所管部局      |            |
|-----|------------------------------|---------------|-----------|------------|
| 1   | 小田木地区地籍調査測量業務委託(その<br>4)     | 26,400,000    | 産業部       | 農地整備課      |
| 2   | 豊田土橋土地区画整理事業 出来形確<br>認測量業務委託 | 36,498,000    | 都市整備<br>部 | 市街地整備<br>課 |
| 3   | 豊田市美術館高橋節郎館増築ほか工事<br>監理業務委託  | 15,070,000    |           | 建築整備課      |

## 2 監査の実施期間

令和6年8月19日から令和7年3月3日まで

## 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類(別記2)の提出を求め、以下の①から④までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 契約・検査
- ② 計画・設計
- ③ 積算
- ④ 施工(施工管理・安全管理・品質管理・工程管理の状況等)

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。本監査のうち、「(公共)管路築造工事(堤地区)(週休2日制工事)」に対する監査は、監査委員による実地の監査を行い、「豊田市駅西口ペDESTリアンデッキ Dブロック改築工事」に対する監査は、専門性を高めるため、外部の専門家(技術士)の協力を得て実施した。

## 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程における助言について参考とされたい。

### 第3 学校・こども園監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、学校及びこども園の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査の対象

| 対象校（園）                                           | 所管部局        |              | 監査対象期間                 |
|--------------------------------------------------|-------------|--------------|------------------------|
| 浄水小学校 東山小学校 平井小学校<br>藤岡南中学校 竜神中学校                | 教育部         | 学校づくり<br>推進課 | 令和6年4月1日<br>～<br>7月31日 |
| 梅坪こども園 上郷こども園<br>中根山こども園 冷田こども園<br>藤藪こども園 美和こども園 | こども・<br>若者部 | 保育課          |                        |

注 対象校（園）は、小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校及びこども園60園の中から、過去の実施状況、地域のバランス等を考慮して選定

#### 2 監査の実施期間

令和6年8月21日から令和7年3月3日まで

#### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記3）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 各学校・園配分予算の執行事務
- ② 徴収金の管理（給食費、学年費、積立金、団体徴収金等）
- ③ 切手等の管理
- ④ 備品の管理
- ⑤ 理科薬品の管理（学校）又は薬品の管理（こども園）

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程における助言について参考とされたい。

## 第4 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

### 1 監査の対象

| 財政援助団体           | 財政的援助               | 所管部局 |       | 監査対象期間                     |
|------------------|---------------------|------|-------|----------------------------|
| 豊田市農産物ブランド化推進協議会 | 豊田市農産物ブランド化推進協議会負担金 | 産業部  | 農政企画課 | 令和5年4月1日<br>～<br>令和6年3月31日 |

### 2 監査の実施期間

令和6年10月21日から令和7年3月3日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記4）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

| No. | 監査項目 | 監 査 結 果                                                                                      |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 経理処理 | <p>【指摘】</p> <p>市からの負担金は協定期間中の活動費用に対して支出されるべきものであるが、協定期間外である次年度のための活動費用に対して支出されているものがあった。</p> |

## 第5 出資団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の、全ての事業に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

| 出資団体                 | 所管部局 |               | 資本金等総額<br>市の出資比率   | 監査対象期間                     |
|----------------------|------|---------------|--------------------|----------------------------|
| 公益財団法人豊田地域医療センター     | 福祉部  | 地域包括ケア<br>企画課 | 10,000千円<br>100.0% | 令和5年4月1日<br>～<br>令和6年3月31日 |
| 社会福祉法人豊田市<br>社会福祉協議会 |      | よりそい支援<br>課   | 366,000千円<br>42.6% |                            |
| 社会福祉法人豊田市<br>福祉事業団   |      | 障がい福祉課        | 10,000千円<br>100.0% |                            |
| 株式会社豊田ほっと<br>かん      |      | 高齢福祉課         | 200,000千円<br>25.0% |                            |
| 公益財団法人豊田加<br>茂環境整備公社 | 産業部  | 産業労働課         | 100,000千円<br>51.5% |                            |

### 2 監査の実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月3日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各対象団体の出納その他の事務の執行に係るものについて、関係書類（別記5）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 団体運営及び事業管理の状況
- ② 経営状況
- ③ 会計処理及び帳票整理の状況
- ④ 財産管理状況
- ⑤ 資産運用及び経費節減の状況
- ⑥ 決算書類の作成及び表示方法

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

##### (1) 公益財団法人豊田地域医療センター

| No. | 監査項目                       | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 団体運営及び事業管理の状況<br>(会計規程の更新) | <b>【意見】</b><br>会計規程第42条第3項において、棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によるとされているが、評価基準に関する記述がなかったため追記されたい。<br>また、同規程第49条における棚卸資産の評価基準及び評価方法についても更新されたい。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2   | (一者特命随意契約)                 | <b>【意見】</b><br>契約事務取扱要綱第22条第1項において、随意契約によることができる場合は、契約の履行に特殊な技術、知識を要する又は最も優れているため、契約の相手方を1人に特定するときとされている。<br>多くの契約が一者特命随意契約により業者を特定していたが、相手方がこの要件に照らした上で問題ないか確認検討されたい。                                                                                                                                                                                                    |
| 3   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(退職給付引当金) | <b>【指摘】</b><br>退職給付引当金において、簡便法を基に算定が行われていた。<br>簡便法が適用できる法人は、公益法人会計基準の運用指針において、「退職給付の対象となる職員数が300名未満」、「年齢や勤務期間に偏りがあるなど、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人」、「原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人」と定められている。<br>令和5年度末において、退職給付の対象となる職員数が300名を超えており、簡便法が適用できるのは残り2つに該当する場合となるが、その2つに該当するかどうか検討が行われていなかった。<br>簡便法が適用できる法人に該当するかどうかを検討する必要がある。また、該当しない場合、原則法の適用に向けて準備を行う必要がある。 |

| No. | 監査項目                              | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(賞与引当金見合いの法定福利費) | 【指摘】<br>賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。                                                                                                                                                                       |
| 5   | (貸倒引当金の会計処置及び附属明細書の表示方法)          | 【指摘】<br>未収金の貸倒処理において、「貸倒引当金／自費未収金」として処理を行うべきところ、「貸倒損失／自費未収金」と処理されていた。<br>また、附属明細書の引当金の明細において、貸倒引当金の目的使用の欄に期首残高の全額が記載されていたが、貸倒処理により貸倒引当金を取り崩した金額を記入し、洗替による減少額はその他の欄に記入すべきだった。                                          |
| 6   | 決算書類の作成及び表示方法<br>(棚卸資産の評価基準)      | 【指摘】<br>公益法人会計基準において、棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とするが、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとされており、取得原価と当該正味売却額との差額である棚卸資産評価額は、当期の経常費用として処理する必要がある。<br>医療機関では、薬価がある医薬品及び償還価格がある診療材料がこの収益性の低下に伴う簿価切下げの処理対象となるが、処理が行われていなかった。 |

(2) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会

| No. | 監査項目                       | 監 査 結 果                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 団体運営及び事業管理の状況<br>(経理規則の更新) | 【指摘】<br>社会福祉法人会計基準及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の改正が行われ、令和3年度より企業結合に関する注記が必要となった。<br>注記については記載されていたが、これに対応すべき経理規則の改正がされていなかった。 |

| No. | 監査項目                              | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(賞与引当金見合いの法定福利費) | 【指摘】<br>賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3   | 決算書類の作成及び表示方法<br>(徴収不能引当金の表示)     | 【指摘】<br>長期貸付金に対して設定されている徴収不能引当金において、貸借対照表上ではその他の固定資産の区分に記載すべきところ、流動資産の控除項目として表示されていた。                                                                                                                                                                                                                      |
| 4   | (附属明細書)                           | 【指摘】<br>寄附金収益明細書、補助金事業収益明細書等において、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」に定められている附属明細書の記載要領にのっとり作成されていなかった。                                                                                                                                                                                                                    |
| 5   | (特定収入の調整計算)                       | 【意見】<br>社会福祉法人では、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要となる場合がある。特定収入割合が5パーセントを超えるときは、通常の計算方法によって算出した仕入控除税額から一定の方法によって計算した特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を控除した残額を、その課税期間の仕入控除税額とする調整が必要となる。<br>消費税計算において特定収入の調整は行われていたが、計算根拠資料が残っていなかったため、特定収入の金額及びその内訳書、特定収入割合の計算表及び調整割合の計算表を作成し、保管されたい。 |

(3) 社会福祉法人豊田市福祉事業団

| No. | 監査項目                              | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 団体運営及び事業管理の状況<br>(公印使用申請書)        | <p>【指摘】</p> <p>公印使用申請書において、申請者と承認者が同じ職員になっているものがあった。</p> <p>また、総務課担当者が承認者として定められていたが、承認者は印章管理者でもあるため、問題ないか検討されたい。</p>                                                                         |
| 2   | (理事会、評議員会への出席)                    | <p>【指摘】</p> <p>現況報告書において、理事会への出席がない理事が1名、評議員会への出席がない評議員が1名確認された。</p> <p>法人のガバナンスの役割を担う理事及び評議員が、理事会、評議員会へ出席されないとすると、その役割が果たされていない状況にある。</p>                                                    |
| 3   | (内部監査)                            | <p>【意見】</p> <p>財務規程第68条第1項において、内部監査は、法人内の会計業務が関係法令及び財務規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるために行うとされているが、試算表の整合性チェックが内部監査として実施されていた。</p> <p>テーマを選定し、その内容に関する監査を行うなど、内部監査の実施内容について検討されたい。</p> |
| 4   | (委託業者からの業務報告)                     | <p>【指摘】</p> <p>団体と委託業者2社との3者契約である業務委託において、業務届出書等は両者から提出されるべきところ、一方の委託業者からしか提出されていなかった。</p>                                                                                                    |
| 5   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(賞与引当金見合いの法定福利費) | <p>【指摘】</p> <p>賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。</p>                                                                                                                                    |
| 6   | 財産管理状況<br>(切手の管理)                 | <p>【指摘】</p> <p>切手(はがき)受払簿において、用途が未記載のまま確認者による承認を受けているものがあった。</p>                                                                                                                              |

(4) 株式会社豊田ほっとかん

| No. | 監査項目                              | 監 査 結 果                                                                                                                                                                      |
|-----|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(賞与引当金)          | <p>【指摘】</p> <p>令和2年3月30日付けの定期監査等報告書において、「予算ベースで賞与引当金を計上しており計上額が過大だった」という指摘があり、令和2年度からは賞与支給見積額から計算して計上するという措置を決定した。</p> <p>しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、賞与引当金が計上されていなかった。</p> |
| 2   | (債券の超過利子)                         | <p>【指摘】</p> <p>仮払金の残高明細において、債券購入時に生じる利息調整を行う超過利子が計上されていた。当該超過利子の債券購入は令和元年に実施されており、購入後初回の利息受取時に仮払金と受取利息を相殺する処理が必要であったが、当該処理が行われずに残り続けていた。</p>                                 |
| 3   | 決算書類の作成及び表示方法<br>(有形固定資産の減価償却累計額) | <p>【指摘】</p> <p>個別注記表において、有形固定資産の減価償却累計額に、除却済みの固定資産が含まれていた。</p>                                                                                                               |
| 4   | 財産管理状況<br>(固定資産の実査)               | <p>【指摘】</p> <p>経理規程第54条において、固定資産は、每期棚卸資産に準じて実地棚卸を行い、固定資産台帳と照合しなければならないとされているが、固定資産台帳と現物の照合を行っていなかった。</p>                                                                     |

(5) 公益財団法人豊田加茂環境整備公社

| No. | 監査項目                     | 監 査 結 果                                                                                                                                                |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 団体運営及び事業管理の状況<br>(文書整理簿) | <p>【意見】</p> <p>庶務規程第16条第2項において、收受した文書は、開封の上文書整備簿(様式第1号)に必要事項を記入の上整理するとされているが、実務の利便性を考慮し、様式第1号とは異なるが、より整理された方法で管理されていた。</p> <p>現状の運用に合わせて規程を見直されたい。</p> |

| No. | 監査項目                          | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2   | 団体運営及び事業管理の状況<br>(出退勤時間の管理)   | <p>【意見】</p> <p>出退勤時間の管理において、月次で作成する勤務表に出勤・退勤時間の記録を手書きで残す形で管理されていた。</p> <p>最近では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」等に基づき、タイムカードなどによる客観的な記録管理が求められているため、改善する必要があるか検討されたい。</p>                                               |
| 3   | (出勤簿)                         | <p>【意見】</p> <p>就業規程第9条において、職員は、出勤後自ら出勤簿に押印しなければならないとされているが、出勤簿による管理は未実施であった。</p> <p>現状の運用に合わせて規程を見直されたい。</p>                                                                                                               |
| 4   | (時間外勤務の管理)                    | <p>【意見】</p> <p>就業規程第12条において、職員は、勤務時間外に勤務を命ぜられた場合には、時間外(休日)勤務命令票(様式第5号)にその命令に関する所要事項を記載し、当該命令を受領した旨の確認印を押さなければならないとされているが、勤務表に所定外時間を記載し、上席の確認印を押印する形で運用されていた。</p> <p>規程に合わせた運用の見直し又は現状の運用に合わせた規程の見直しを行われたい。</p>             |
| 5   | 会計処理及び帳票整理の状況<br>(郵便切手の課税仕入れ) | <p>【意見】</p> <p>郵便切手類又は物品切手などを購入した事業者が、その購入した郵便切手類等のうち、自ら引換給付を受けるものにつき、継続してその郵便切手類等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、課税仕入処理が認められている。</p> <p>郵便切手の購入時において、消費税は非課税として会計処理が行われており、使用時も課税仕入処理がされないため、顧問税理士と協議の上、処理方法を見直されたい。</p> |
| 6   | 決算書類の作成及び表示方法<br>(預託金の表示区分)   | <p>【指摘】</p> <p>令和4年3月24日付け後期監査報告書において、「自動車リサイクル料はその他固定資産として計上する必要があるが、誤って流動資産に計上されている」という指摘があり、令和3年度決算からは固定資産として計上するという措置を決定した。</p> <p>しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、流動資産に計上されていた。</p>                                      |

| No. | 監査項目                                          | 監 査 結 果                                                                                                                                                  |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7   | 決算書類の<br>作成及び表<br>示方法<br>(貸倒引当<br>金の表示区<br>分) | <p>【指摘】</p> <p>売上債権に対する貸倒引当金において、流動資産の控除項目として表示すべきところ、流動負債として表示されていた。</p>                                                                                |
| 8   | (注記の記<br>載)                                   | <p>【指摘】</p> <p>注記（補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高）において、貸借対照表上の記載区分は「指定正味財産」と記載すべきところ、「特定資産」と記載されていた。</p>                                                        |
| 9   | (基本財産<br>運用益)                                 | <p>【指摘】</p> <p>正味財産増減計算書において、指定正味財産の部へ基本財産運用益を計上し、一般正味財産への振替が行われていたが、一般正味財産へ直接計上することがより適切な処理であった。</p> <p>注記においても、一般正味財産への振替額に含まれていたが、これらも除外する必要があった。</p> |

## 第6 指定管理者監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行っている指定管理者の当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

| 指定管理者名           | 施設名             | 所管部局 |        | 監査対象期間                     |
|------------------|-----------------|------|--------|----------------------------|
| 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 | 豊田市障がい者総合福祉会館   | 福祉部  | 障がい福祉課 | 令和5年4月1日<br>～<br>令和6年3月31日 |
| 社会福祉法人豊田市福祉事業団   | 豊田市障がい者総合支援センター |      |        |                            |
| 株式会社豊田ほっとかん      | 豊田市温浴施設じゅわじゅわ   |      | 高齢福祉課  |                            |

### 2 監査の実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月3日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各指定管理者の当該施設の管理に係るものについて、関係書類（別記6）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 協定内容
- ② 指定管理者の指定手続
- ③ 所管部局による指定管理者の管理状況
- ④ 指定管理者による管理運営業務
- ⑤ 事業報告書の記載内容
- ⑥ 経理処理及び財産管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

##### (1) 豊田市障がい者総合福祉会館

| No. | 対 象    | 監査項目                                | 監 査 結 果                           |
|-----|--------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1   | 障がい福祉課 | 協定内容<br>(市、指定管理者及び委託業者との3者間で締結した契約) | 【指摘】<br>契約書において、豊田市長の押印がされていなかった。 |

##### (2) 豊田市障がい者総合支援センター

| No. | 対 象            | 監査項目                   | 監 査 結 果                                                                                                                                       |
|-----|----------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 社会福祉法人豊田市福祉事業団 | 経理処理及び財産管理<br>(金券類の管理) | 【指摘】<br>豊田市障がい者総合支援センターの第二ひまわりでは、切手・収入印紙の使用の都度、施設長が残数確認を行い、確認者印欄に押印する運用が行われている。<br>切手・収入印紙等受払管理簿において、確認者印が押印されているにもかかわらず、それ以前に残数の修正が多く行われていた。 |

## 第7 総括意見

令和6年度後期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

### 1 部局監査

令和6年度の重点監査項目である委託業務において、職務権限規程とは異なる決定者によって決定等が行われていた事例や、工程表が添付されていない委託業務届出書を受理していた事例が見受けられた。以前から繰り返し指摘されている事例であり、改善が見られないのは極めて遺憾である。

個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、必要な条項が特記に記載されていなかった事例や、契約書に添付すべき特記が作成されていなかった事例が見受けられた。これらは、委託先の個人情報の取扱いに係る監督意識が不十分であったことが一因である。受託者に対して必要な管理・監督が行われ、適切に業務が履行されるよう、事務の見直しを徹底されたい。

収入事務において、調定手続が適切に行われていない事例が見受けられた。今一度、豊田市予算決算会計規則等に規定された手続を確認し、適正な事務の執行に努められたい。

市民に負担金の額等を通知する様式において、規程に定めのないものが使用されていた。これは、市民への分かりやすさを考慮し、様式を変更したものであるが、事前に根拠規程等の確認が不足していた。職員として身に着けるべき法的思考を養い、事務の根拠が何に規定されているのかを常に意識し、事務を行われたい。

### 2 工事監査

今回の工事監査においては、指摘及び意見がなかった。これまでに指摘した事例が今回の監査では見受けられなかった。このことは業務の改善が行われていると評価したい。今後も業務の改善と仕事の質の向上に努められたい。

### 3 学校・こども園監査

今回の学校及びこども園の監査においては、指摘及び意見がなかった。これまでの自主点検や、改善の積み重ねとして評価している。この状況が定着するよう努められたい。

### 4 財政援助団体監査

財政援助団体の経理処理において、協定期間外である次年度のための活動費用が支出されていた事例が見受けられた。これは、団体の事務局を担う市における確認不足が一因である。過去にも指摘しているように、負担金及び補助金等の名目で団体に支払われている現金等を市が団体の事務局となり管理する場合は、市民への説明責任を果たすためにも公金と同等の取扱いが求められる。不適正な取扱いは、公金の場合と同様に市民からの信用失墜に繋がり得るため、団体が準拠すべき経理のルールを再確認し、適正な管理に努められたい。

## 5 出資団体監査

複数の団体において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていない事例や、団体の規則規程が改正されていない事例が見受けられた。会計基準等に適合した経理や、規則規程の改正等を適時・正確に行うには、専門知識を有する人材が必要不可欠である。専門人材の計画的な育成を図るとともに、必要に応じて公認会計士、監査法人などの専門家を活用して、財務諸表の検証や経営改善など、団体運営の適正化の確保を検討されたい。

また、前回監査に対する措置が実施されていない事例が見受けられた。改善に向けた取組を後回しにすることなく、即時対応するよう努められたい。

なお、今回の監査における指摘・意見については対象団体だけではなく他の団体にも当てはまる余地があることから、全ての出資団体においても事務改善の参考とされたい。あわせて、出資団体を所管する全ての部局は、同様の不適正な事務が生じないよう指導・監督を強化されたい。

## 6 指定管理者監査

切手等金券類の管理において、使用する際に残数確認を行っているにもかかわらず、受払い管理簿の残数が、さかのぼって複数箇所修正されていた事例が見受けられた。切手等金券類の管理については、過去の部局監査でも度々指摘されているため、所管課においては指定管理者にも適切に管理するよう指導されたい。

## 7 むすび

従前より監査報告書を読み込み、同様の不備の未然防止に努めるよう求めてきたところであるが、今回の監査においても、決定区分の誤りや書類の添付漏れなど過去に指摘した事務処理の不備が複数見受けられた。不備の多くは単純かつ初歩的なものであり、本来であれば担当者自身又は一連の決裁過程で容易に発見・是正されてしかるべきものであるにもかかわらず、見過ごされ、指摘が繰り返されているのは危機的な状況である。その原因がどこにあるのか、部局長は部下職員のモラルやモチベーションまで含め、自らの組織の現状と課題について真摯に検証すべきである。

ヒアリングでは、「ルールは認識していたが、確認が不十分であったことが発生原因である。」という説明がされた。事務ミスが発生しているということは、生きた知識としては定着していないということである。なぜこのようなルールが定められているのかを理解した上で事務を進めるよう努められたい。また、ルール所管課においても、事務手順を定めて通知するだけでなく、その運用状況の把握・改善も適宜行われたい。

令和6年7月に委託業者による個人情報大量漏えい事件が発生したことを受け、全庁において業務の見直しを行ったにもかかわらず、個人情報の取扱いに係る指摘が複数見受けられた。委託業務はサービスの向上や経費の削減が期待でき、行政運営に欠かせないものである一方、市民から預かっている個人情報の取扱いを受託者に委ねる行為が含まれる場合には、大きなリスクがあることに留意すべきである。同様の事件を起こさないように、職員一人一人の意識レベルを上げ、適切に事務を行うことを徹底されたい。

## 別記 1 部局監査資料目録

- 1 組織及び事務の概要等に関する調書
- 2 歳入予算執行状況
- 3 歳出予算執行状況
- 4 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 5 補助金等の交付に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 7 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 8 備品現在高調書
- 9 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
  - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
  - （3）契約書など委託業務関係
  - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
  - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 10 その他必要な資料

## 別記 2 工事監査資料目録

- 1 工事請負契約及び工事関係委託契約に関する調書
- 2 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - （1）請負契約書など豊田市契約規則に定めるもの
  - （2）予算執行伺書など豊田市予算決算会計規則に定めるもの
  - （3）施工計画書など発注仕様書に定めるもの
  - （4）施工プロセスチェックシートなど豊田市工事監督規程に定めるもの
  - （5）設計変更協議書など設計変更事務取扱要領に定めるもの
- 3 その他必要な資料

## 別記 3 学校・こども園監査資料目録

- 1 小中学校監査資料
  - （1）各種徴収金の徴収状況等
  - （2）予算の執行状況
  - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
  - （4）備品の管理状況
  - （5）理科薬品の管理状況
- 2 こども園監査資料
  - （1）各種徴収金の徴収状況等
  - （2）予算の執行状況
  - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
  - （4）備品の管理状況
  - （5）薬品の管理状況

### 3 その他必要な資料

#### 別記4 財政援助団体監査資料目録

- 1 豊田市農産物ブランド化推進協議会規約
- 2 協議会の組織
- 3 令和5年度 事業計画
- 4 令和5年度 事業報告
- 5 令和5年度 豊田市農産物ブランド化推進協議会決算書
- 6 豊田市農産物ブランド化推進協議会開催事業に関する協定
- 7 その他必要な資料

#### 別記5 出資団体監査資料目録

- 1 事業及び役職員等の状況
- 2 定款
- 3 法人諸規程
- 4 法人の登記簿謄本
- 5 組織図
- 6 役員一覧（役職名及び氏名）
- 7 職員又は従業員数（部門別）
- 8 予算書
- 9 決算書
- 10 事業計画書
- 11 事業報告書
- 12 法人案内、主要パンフレット等
- 13 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - （1）評議員会、理事会、取締役会、常務会等の議事録
  - （2）監事、監査役等による監査等実施時に使用する資料及び記録
  - （3）事業報告計算書類（財務諸表）及び附属明細書
  - （4）総勘定元帳及び各種補助元帳
  - （5）引当金及び減価償却計算の計算資料
  - （6）月次試算表
  - （7）現金、銀行預金及び有価証券の現物とその管理帳簿
  - （8）銀行預金、有価証券等の残高証明書
  - （9）売掛金及び未収金の管理帳簿
  - （10）経費元帳
  - （11）請求書及び領収書等の証拠書類
  - （12）各種契約書
- 14 その他必要な資料

## 別記 6 指定管理者監査資料目録

- 1 指定管理対象施設の概要
- 2 指定管理者の概要
- 3 指定管理に関する組織図・人員表
- 4 指定管理諸規程
- 5 基本協定書及び年度協定書
- 6 事業計画書及び事業報告書
- 7 各種会議の議事録
- 8 預貯金等通帳
- 9 金銭・切手等金券及びこれらを管理する台帳並びに領収書つづり
- 10 収入、支出等が分かる書類（元帳、伝票等）
- 11 契約書等
- 12 備品等を定期的に確認している場合は、その確認書類
- 13 市所有の固定資産や備品を管理している場合は、その管理台帳
- 14 指定管理者選考に関する書類（決裁資料を含む。）
- 15 指定管理料の支払に関する書類
- 16 指定管理者との協議資料
- 17 自主事業に関連する書類
- 18 再委託に関する書類
- 19 その他必要な資料